

財政健全化計画



平成17年3月

山口県周南市

目次

はじめに	1
第1 市財政の現状と中期財政見通し	
1 市財政の現状	2
2 中期財政見通し	12
第2 財政健全化計画の基本方針	
1 基本的な考え方	14
2 計画期間	14
3 目標	14
4 数値目標	14
第3 具体的取り組み	
1 徹底した内部管理経費の削減	16
2 民間活力の積極的な導入	16
3 外郭団体への委託、補助等の見直し	17
4 施策・行政水準の見直し	17
5 積極的な財源の確保	19
6 財政調整基金の充実	20
7 予算編成手法の見直し	20
おわりに	21
用語解説	22

はじめに

周南市の財政は、非常に厳しい状況にあります。歳入面では、一部企業の業績の回復はあるものの、長引く景気の低迷や地価の下落により、市税収入は減少しています。また、国の三位一体の改革による地方交付税や国庫補助負担金の削減や一般財源化が進められる一方、税源移譲の規模が、歳入減に追いつかない状況にあります。

一方、歳出においては、都市基盤の整備などへの対応や、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増大、介護保険特別会計、老人保健特別会計、下水道事業特別会計などへの繰出し金の増大により、財源不足はますます深刻なものとなっています。

また、平成16年度には三位一体の改革が行われたことから、約18億円という歳入の大幅な減額となり、その補てんを各種基金の取り崩しにより行い、その結果、財政調整基金をはじめ、基金の額は少額となりました。

この三位一体の改革による歳入減は多額であり、平成17年度予算編成への影響も大きいことから、昨年7月に「財政健全化に向けた取組み」を策定し、平成17年度予算を編成したところです。

このような中、昨年12月には、平成17年度を初年度とする10か年のまちづくりの指針である周南市まちづくり総合計画「ひと・輝きプラン 周南」を策定いたしました。そして、前期基本計画（期間平成17年度から平成21年度）に掲げた各種施策を推進しますが、この計画を実施するための財政見通しでは、このままの財政運営では、5か年間で約37億円の財源不足が見込まれ、非常に厳しい状況にあります。

本市のまちづくりの目標である「私たちが輝く元気発信都市 周南」の実現を目指していくためには、こうした財政状況から脱却しなければなりません。このため、「財政健全化に向けた取組み」に基づき、歳入に見合った歳出の財政運営を基本とする『財政健全化計画』を策定いたしました。

第1 市財政の現状と中期財政見通し

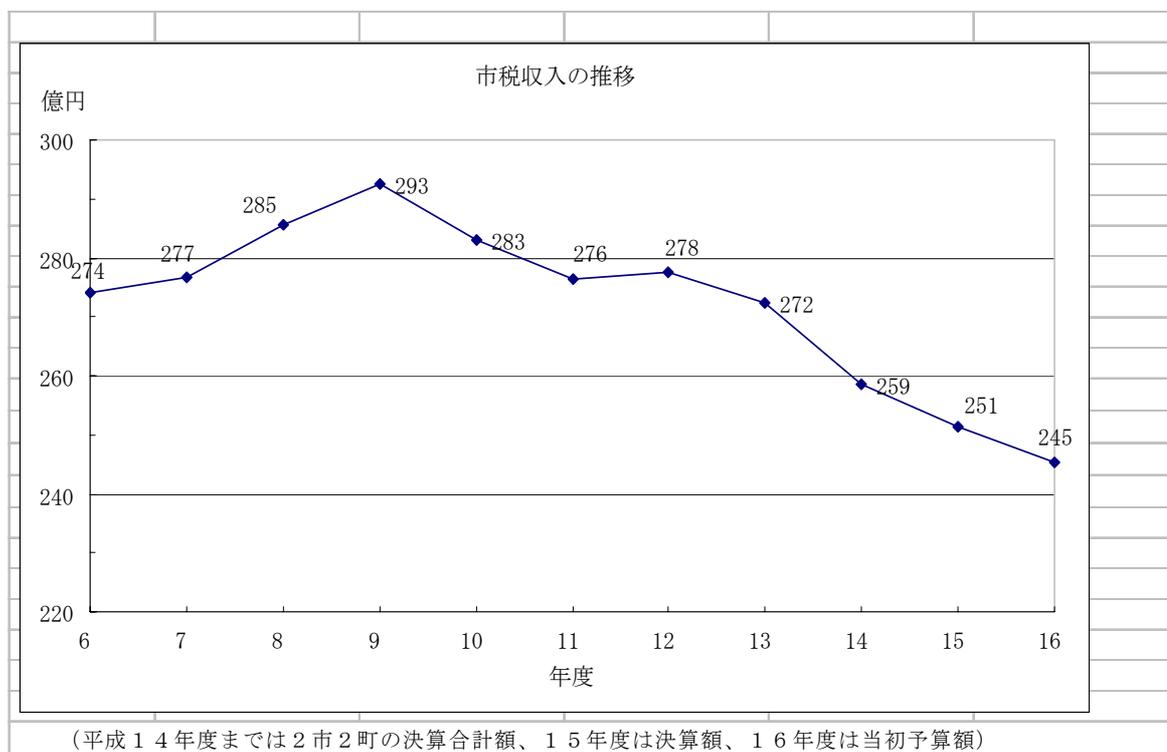
1 市財政の現状

(1) 歳入

ア 市税収入の推移

本市の歳入の基礎である市税の推移をみると、平成9年度の293億円をピークに年々減少し、平成16年度では245億円となっています。

年度	(単位 億円) 地方税額
6	274
7	277
8	285
9	293
10	283
11	276
12	278
13	272
14	259
15	251
16	245

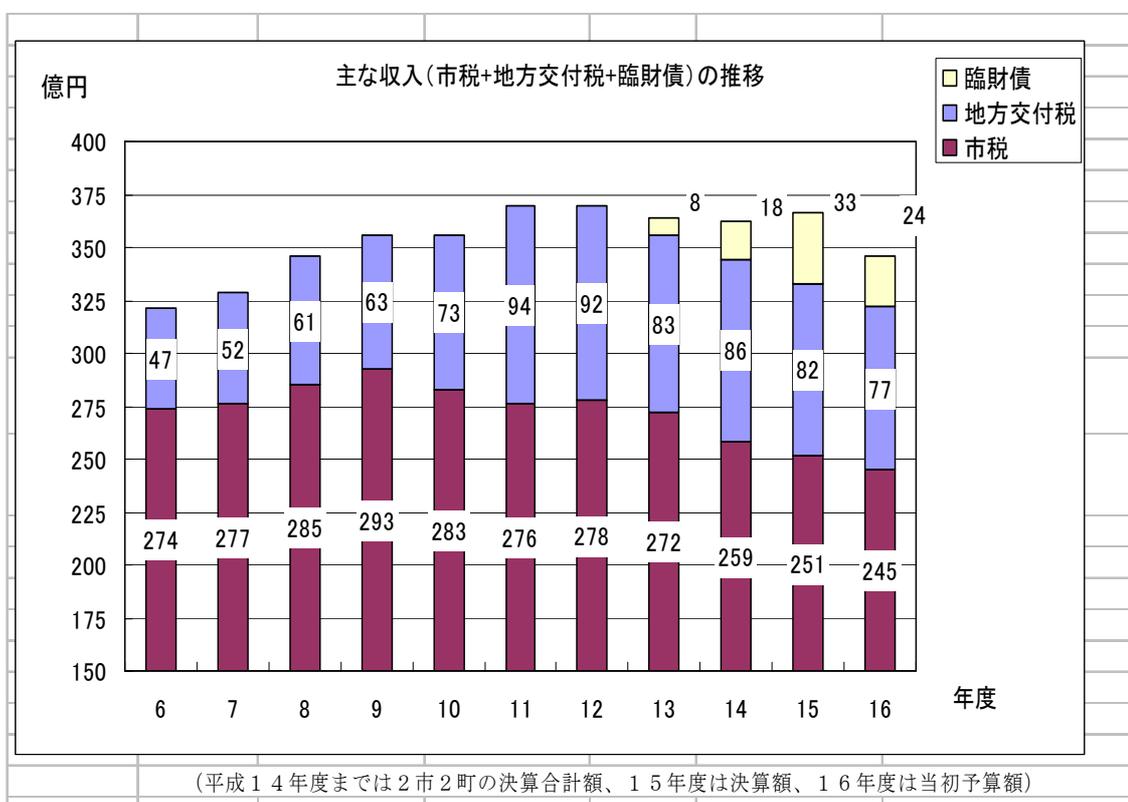


イ 主な収入（市税+地方交付税+臨財債）の推移

本市の主な歳入である市税、地方交付税及び臨時財政対策債合計額で見ると、平成11年度までは増加していましたがその後は横這い・減少傾向にあります。

また、平成13年度から普通交付税の代替措置として創設された臨時財政対策債を加えた合計額も減少し、平成16年度には、「三位一体の改革」の影響で前年度と比較して20億円の減少となっています。

年度	地方税額	地方交付税			臨時財政対策債 発行可能額	合計 (市税+交付税+臨財債)
		普通交付税	特別交付税	計		
6	274	40	8	47		321
7	277	44	8	52		329
8	285	53	8	61		346
9	293	54	8	63		355
10	283	63	10	73		356
11	276	81	12	94		370
12	278	80	13	92		370
13	272	71	12	83	8	364
14	259	68	18	86	18	362
15	251	68	14	82	33	366
16	245	64	13	77	24	346



(2) 歳出

ア 会計規模・義務的経費と投資的経費の推移

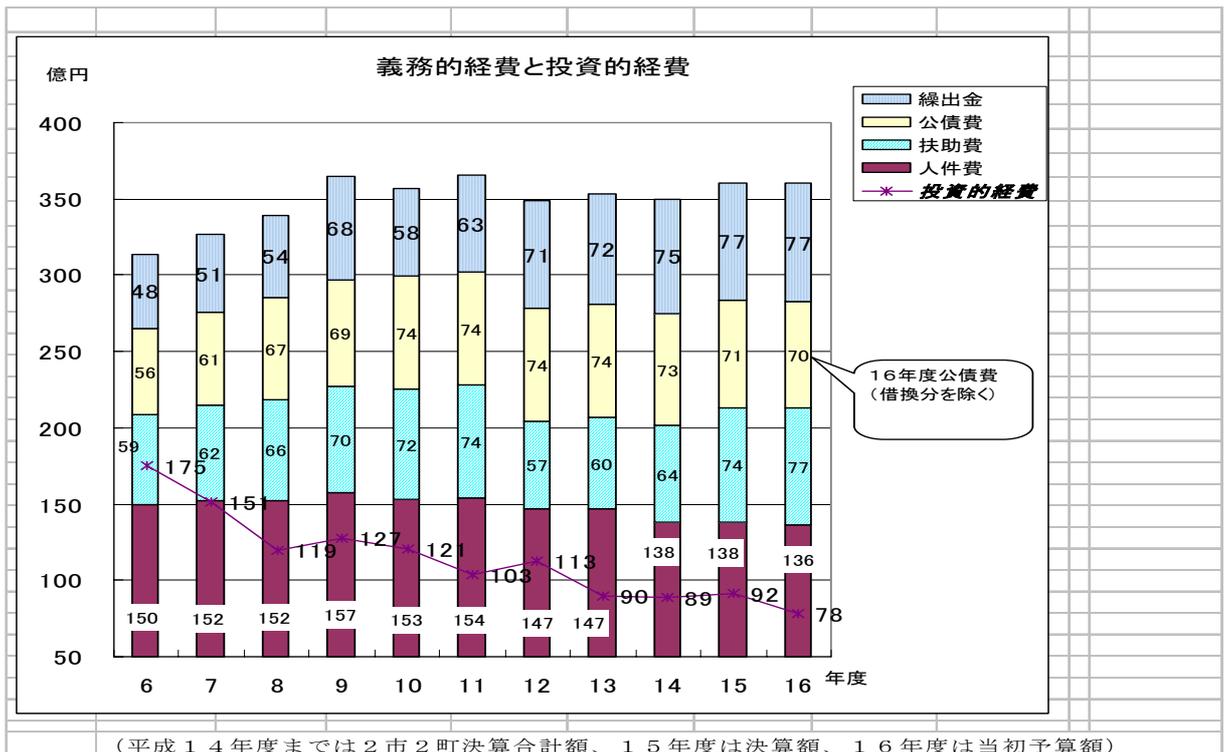
本市の歳出経費の規模は、平成11年度以降漸減しています。

義務的経費の内訳は、人件費は平成9年度以降減少しており、公債費は平成14年度以降減少しています。扶助費は、平成12年度介護保険制度の導入により、一旦減少したものの、翌年度以降再び増加に転じています。

また、義務的経費に準ずる、国民健康保険や介護保険、下水道事業などの特別会計への繰出金も、増加傾向にあります。

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）は増加しており、投資的経費は減少しています。

年度	義務的経費				投資的経費	その他	歳出合計	その他のうち繰出金
	人件費	扶助費	公債費	計				
6	150	59	56	265	175	209	649	48
7	152	62	61	276	151	210	637	51
8	152	66	67	285	119	212	616	54
9	157	70	69	297	127	228	652	68
10	153	72	74	299	121	232	652	58
11	154	74	74	302	103	245	651	63
12	147	57	74	278	113	238	628	71
13	147	60	74	281	90	250	621	72
14	138	64	73	275	89	268	633	75
15	138	74	71	284	92	247	623	77
16	136	77	70	283	78	234	595	77

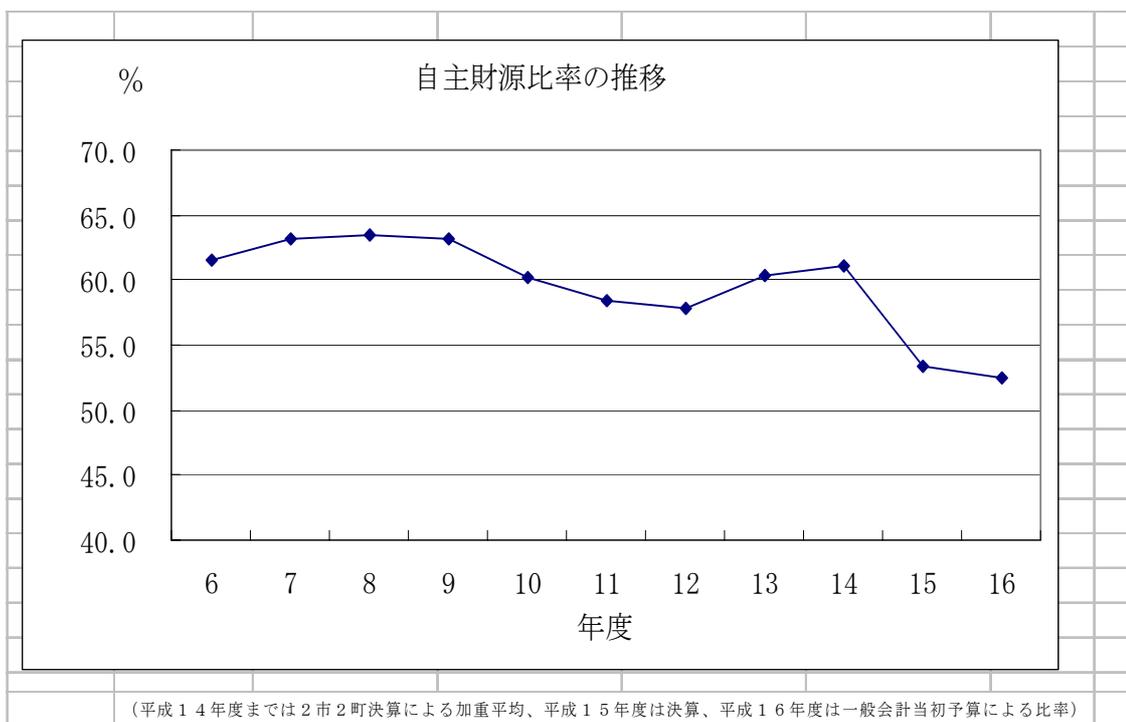


(3) 財政指標

年度	自主財源比率	経常収支比率	起債制限比率 (3ヵ年平均)	財政力指数 (単年度)
6	61.5	83.3	10.2	0.848
7	63.2	85.0	10.6	0.837
8	63.4	84.2	11.3	0.814
9	63.2	87.7	11.8	0.812
10	60.2	89.2	12.1	0.791
11	58.4	87.9	12.0	0.735
12	57.8	84.1	11.9	0.742
13	60.4	87.9	11.6	0.765
14	61.1	93.5	11.4	0.763
15	53.4	88.8	11.2	0.749
16	52.5	92.5	11.6	0.758

ア 自主財源比率の推移

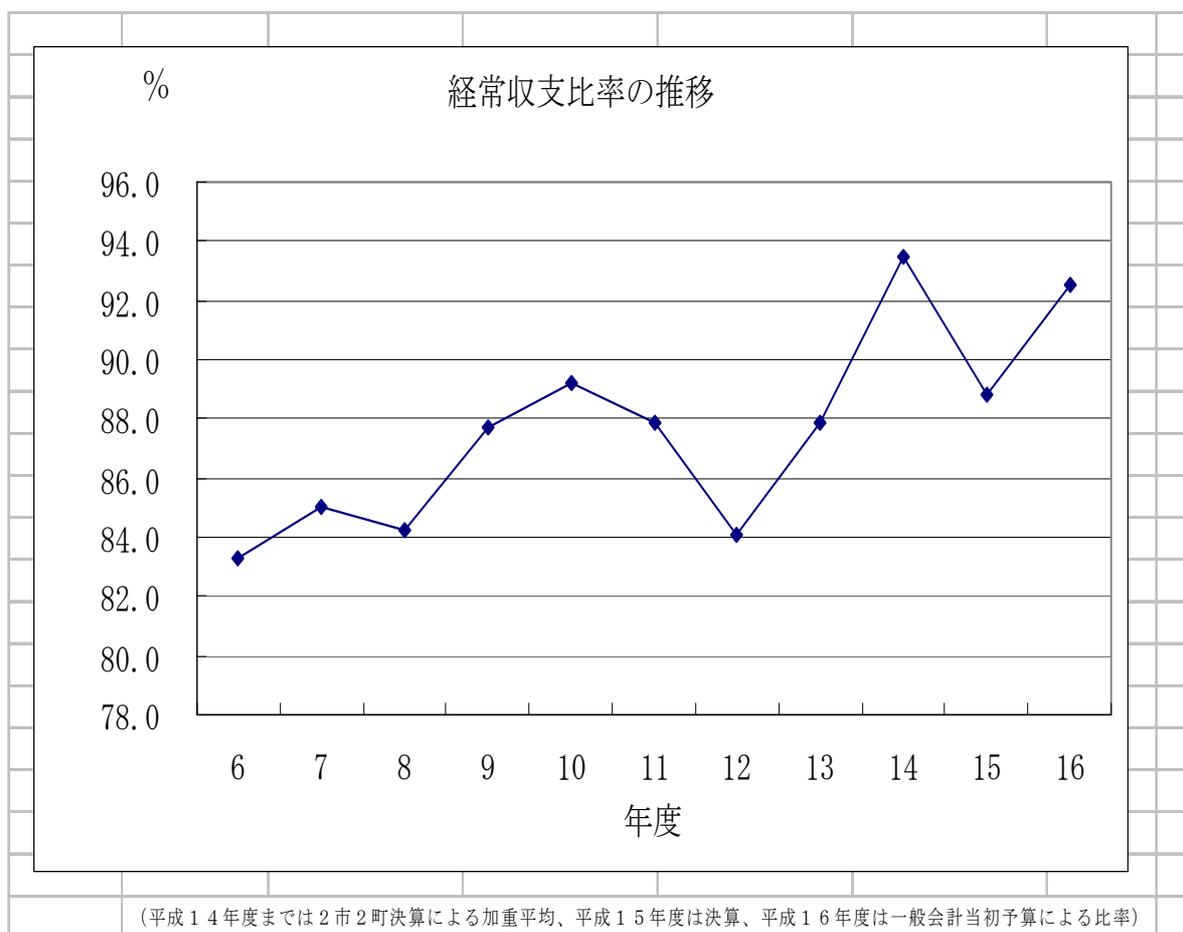
歳入総額に占める自主財源（地方公共団体が自主的に収入しうる財源で、市税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入をいう。）の割合で、平成10年度以降徐々に減少し、50%近くまで減少しています。



イ 経常収支比率の推移

市税・普通交付税等の経常的な一般税源収入が、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）や施設の管理運営費などの経常的な経費にどれだけ使われているかを示すもので、近年、高い値を示しています。

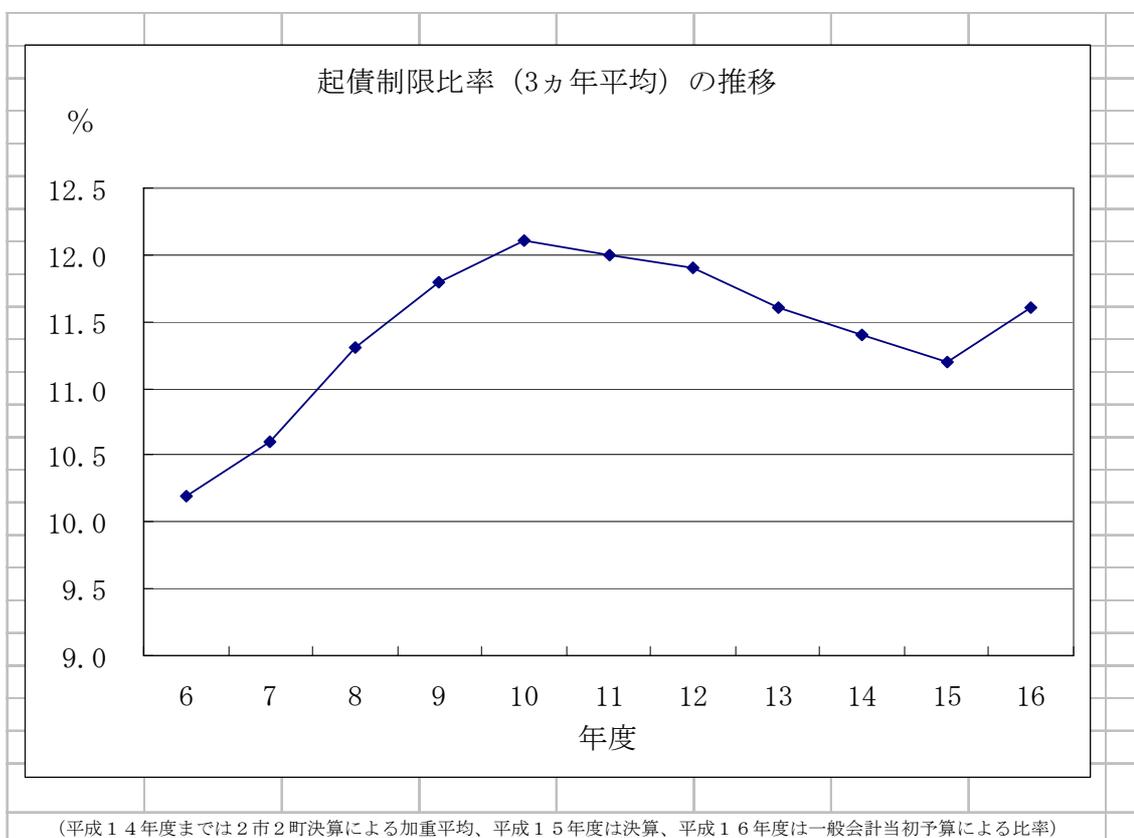
一般的に、この値が、80%を超えると財政構造が弾力性を失っていると考えられています。



ウ 起債制限比率の推移

市税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（交付税措置のないもの）に充てられるものの割合をいい、平成8年度以降減少傾向にありましたが、平成16年度から増加に転じています。

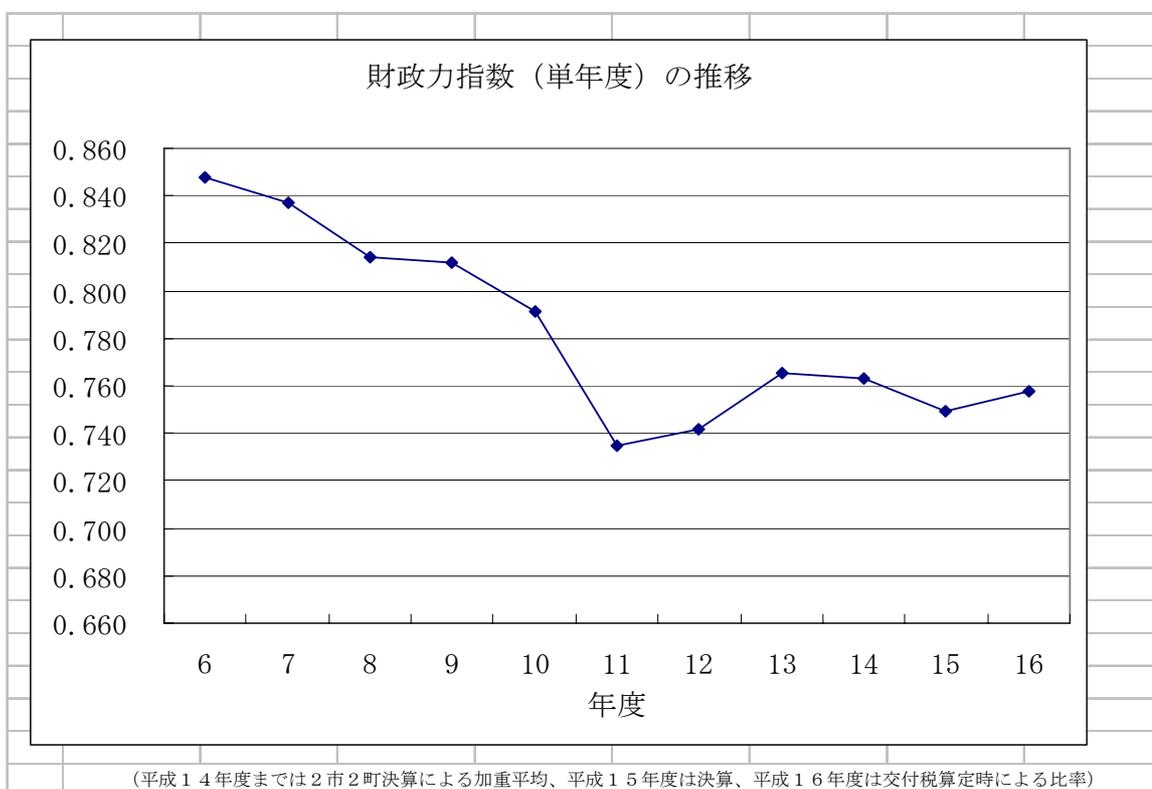
この値が20%を超えると、特定の事業の地方債について、許可が得られなくなります。



エ 財政力指数の推移

地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられており、平成6年度の0.848を最高に年々下がり続け、平成16年度には0.758となっています。

指数が1に近いほど普通交付税算定上の留保財源が大きく、財源に余裕があるといえる。1を超えると交付税不交付団体となるが、その超えた分だけ標準以上の行政を行うことができます。

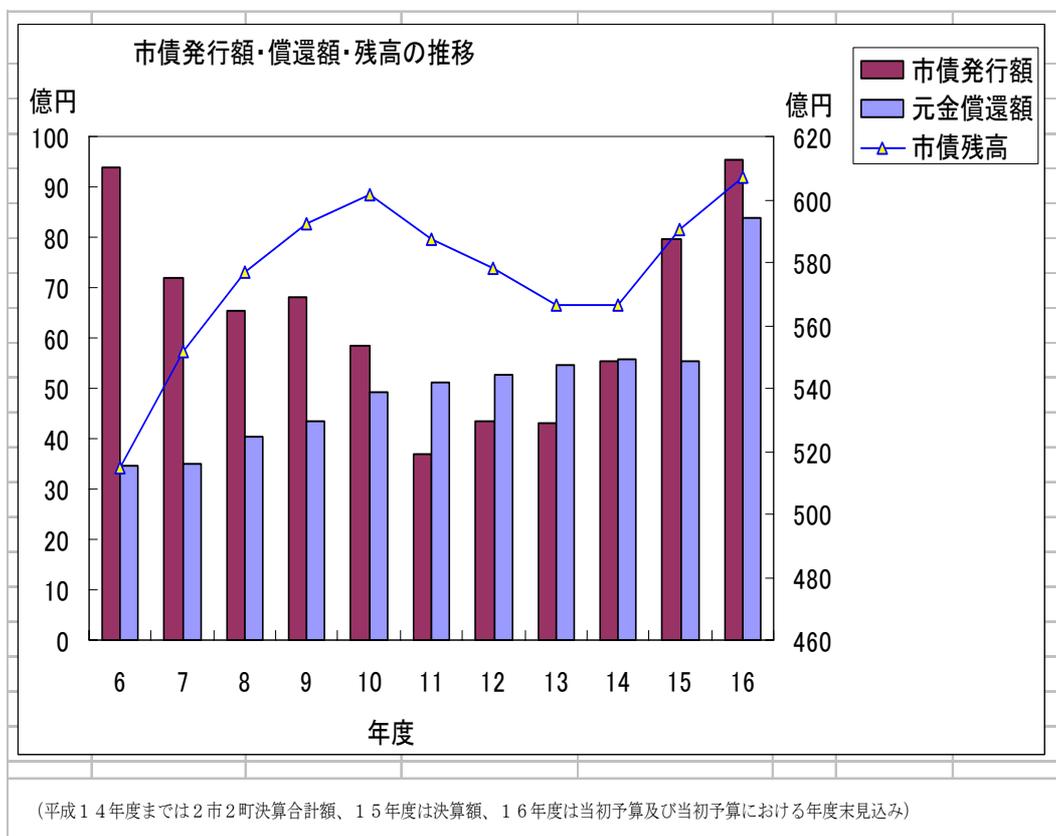


オ 市債発行額・償還額・残高の推移（普通会計）

市債は、市の長期的な借入金で、家計に例えれば住宅ローンに当たります。市ではこれまで、道路や学校などの公共施設の整備により、市債残高は増加しておりましたが、市債の発行を抑制してきていたため、平成10年度をから減少しておりました。

しかし、普通交付税が臨時財政対策債に振り替わった平成13年度から、また、合併による合併特例債の発行により平成15年度からは市債発行額・市債残高ともに増加しております。

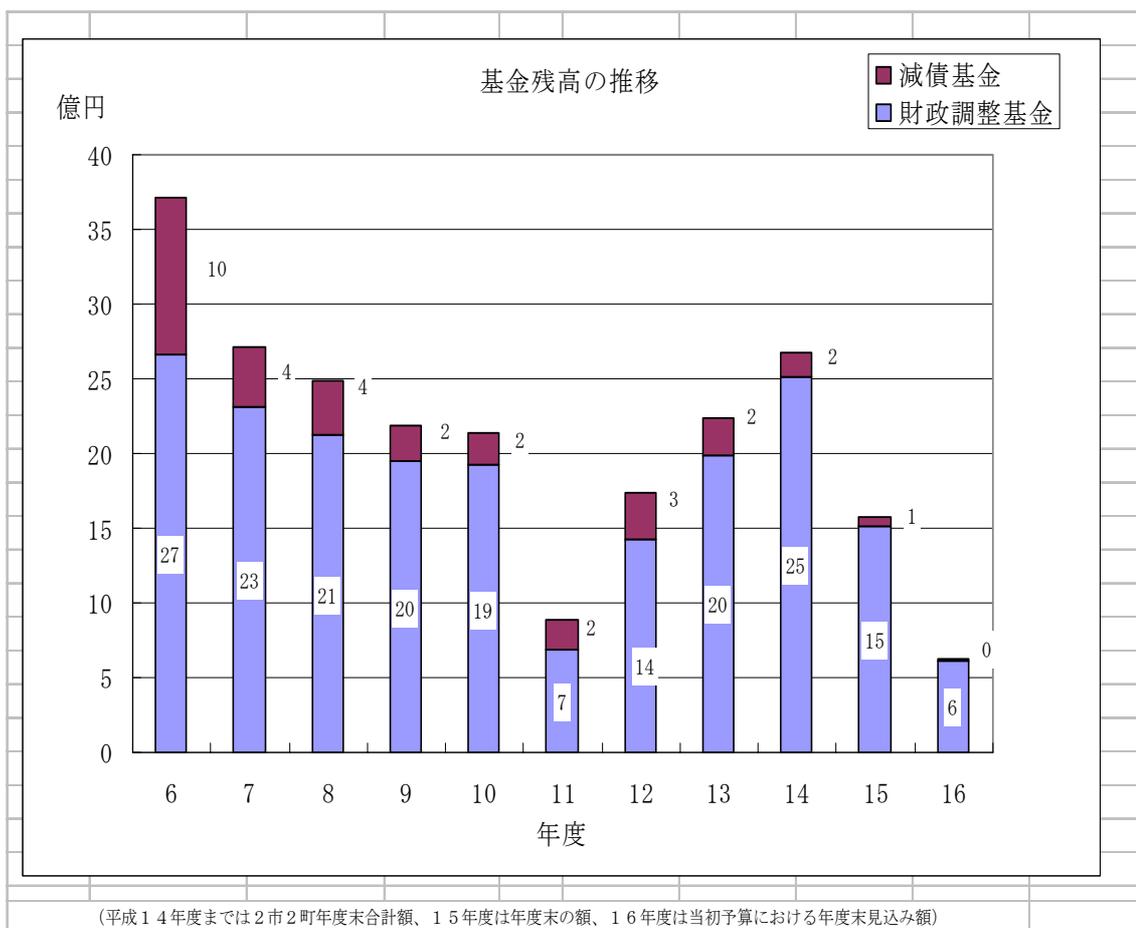
年度	市債発行額		元金償還額	市債残高	
		うち合併特例債			うち合併特例債
6	94		34	515	
7	72		35	552	
8	65		40	577	
9	68		43	592	
10	58		49	601	
11	37		51	587	
12	43		53	578	
13	43		55	567	
14	55		56	566	
15	80	17	55	591	17
16	95	15	84	607	32



カ 基金残高の推移

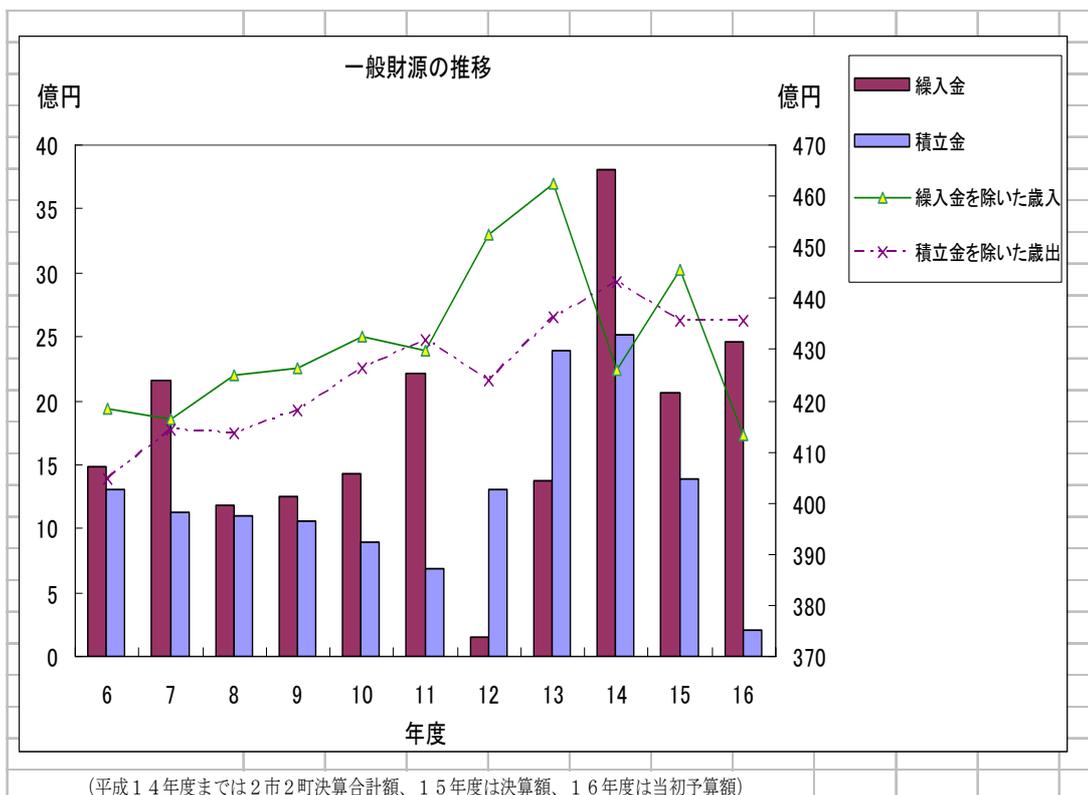
本市の基金のうち、一般財源対策のため取崩し可能な基金は、財政調整基金及び減債基金がありますが、これらの年度末残高は、平成6年度の37億円から年々減り続け、平成16年度末には6億円と僅かなものとなっています。

年度	(単位 億円)		
	財政調整基金	減債基金	計
6	27	10	37
7	23	4	27
8	21	4	25
9	20	2	22
10	19	2	21
11	7	2	9
12	14	3	17
13	20	2	22
14	25	2	27
15	15	1	16
16	6	0	6



キ 一般財源の推移

一般財源の推移（普通会計決算ベース・但しH16は当初予算）											(単位 億円)	
区分	年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
歳入	市税	274	277	285	293	283	276	278	272	259	251	245
	地方交付税	47	52	61	63	73	94	92	91	104	115	101
	繰入金	15	22	12	12	14	22	2	14	38	21	25
	市債	15	15	17	12	11	3	3	3	5	6	3
	その他	82	73	62	59	66	57	79	95	59	74	65
	合計	433	438	437	439	447	452	454	476	464	466	438
	繰入金を除いた額(A)	419	416	425	426	433	430	452	462	426	446	413
	繰入金を除いた額(B)	419	416	425	426	433	430	452	462	426	446	413
歳出	人件費	139	140	139	143	139	140	132	133	126	126	124
	扶助費	21	21	23	25	26	27	21	22	28	27	28
	補助費等	45	42	38	42	46	44	43	48	55	48	45
	公債費	50	55	61	63	69	69	69	70	70	67	66
	その他	115	122	123	120	123	124	136	151	157	149	148
	うち積立金	13	11	11	11	9	7	13	24	25	14	2
	うち繰出金	48	50	52	51	56	60	67	68	69	72	72
	投資的経費	47	46	41	35	33	33	35	38	33	32	27
	合計	418	426	425	429	435	439	437	460	469	450	438
	積立金を除いた額(B)	405	414	414	418	426	432	424	436	443	436	436
	繰出金を除いた額(A)	419	416	425	426	433	430	452	462	426	446	413
差 額 (合計)	16	12	12	10	12	13	17	16	△ 4	17	0	
差 額 (A)-(B)	14	2	11	8	6	△ 2	28	26	△ 17	10	△ 22	
※数値は億円未満を四捨五入しているため合計において一致しないことがある												
※平成14年度は合併による打ち切り決算のため赤字決算となっている												



2 中期財政見通し

中期財政見通し〔平成17年度～平成21年度〕										
(単位 百万円、%)										
区 分	H17年度	H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		
	当初予算額	試算額	増減率	試算額	増減率	試算額	増減率	試算額	増減率	
歳入	1 市税	25,247	25,247	0.0	25,247	0.0	25,247	0.0	25,247	0.0
	2 地方譲与税・各交付金	4,410	4,410	0.0	4,410	0.0	4,410	0.0	4,410	0.0
	3 地方交付税(含む臨時財政対策債)	8,842	8,449	△ 4.4	8,587	1.6	8,554	△ 0.4	8,348	△ 2.4
	4 繰入金	1,002		皆減						
	5 繰越金	503	504	0.2	503	△ 0.2	503	0.0	503	0.0
	6 市債(減税補てん債)	277	277	0.0	277	0.0	277	0.0	277	0.0
	7 その他	295	301	2.0	251	△ 16.6	251	0.0	248	△ 1.2
	合 計 (A)	40,576	39,188	△ 3.4	39,275	0.2	39,242	△ 0.1	39,033	△ 0.5
歳出	1 人件費	11,477	11,953	4.1	12,239	2.4	11,737	△ 4.1	11,357	△ 3.2
	人件費の内(除く退職手当)	(10,942)	(10,933)	△ 0.1	(10,839)	△ 0.9	(10,337)	△ 4.6	(9,957)	△ 3.7
	2 扶助費	3,324	3,424	3.0	3,527	3.0	3,633	3.0	3,742	3.0
	3 公債費	6,199	6,107	△ 1.5	6,217	1.8	6,263	0.7	6,281	0.3
	4 物件費	4,961	4,961	0.0	4,961	0.0	4,961	0.0	4,961	0.0
	5 維持補修費	220	220	0.0	220	0.0	220	0.0	220	0.0
	6 補助費等	3,857	3,941	2.2	3,928	△ 0.3	3,805	△ 3.1	3,601	△ 5.4
	7 積立金	765	380	△ 50.3		皆減				
	8 繰出金	7,263	6,923	△ 4.7	6,805	△ 1.7	6,786	△ 0.3	6,603	△ 2.7
	9 その他	785	756	△ 3.7	821	8.6	900	9.6	745	△ 17.2
	10 実施計画事業	1,725	1,701	△ 1.4	1,839	8.1				
11 実施計画事業相当分						1,839	皆増	1,839	0.0	
合 計 (B)	40,576	40,366	△ 0.5	40,557	0.5	40,144	△ 1.0	39,349	△ 2.0	
不足額(歳入-歳出) (A) - (B)	0	▲ 1,178		▲ 1,282		▲ 902		▲ 316		

※ 「10 実施計画事業」は、実施計画に掲載した投資的事業及び主なソフト事業

「11 実施計画事業相当分」は、実施計画期間外のため平成19年度と同額を計上

《中期財政見通しの前提条件》

(1) 総括

- ア 平成17年度から平成21年度までの5年間
- イ 普通会計の一般財源ベース
- ウ 平成17年度は当初予算額、平成18年度以降は下記の(2)・(3)により試算、
ただし、実施計画事業については平成19年度までのため、平成20・
21年度は平成19年度と同額を「11 実施計画事業相当分」に計上
- エ 実施計画事業に係る経費の一般財源は、性質別欄には計上せず、実施計画事業欄にまとめて計上

(2) 歳入

- ア 市税、地方譲与税、各交付金は平成17年度当初予算額と同額で推移
- イ 地方交付税（臨時財政対策債を含めて計上）
 - ・普通交付税 事業費補正、公債費は個別に試算
単位費用の伸び率は±0%
 - ・特別交付税 合併支援措置は平成17年度で終了
 - ・臨時財政対策債 平成17年度当初予算額と同額で推移
- ウ 繰越金は、平成17年度当初予算額と同額で推移
- エ その他は、原則として平成17年度当初予算額と同額で推移

(3) 歳出

- ア 人件費 新規採用なし、給与改定なしで試算
特別職の給与及び管理職手当のカットは計上
退職手当が14億円を超える年度は、職員退職手当基金からの繰入により、一般財源で負担する上限を14億円とする
- イ 扶助費 平成17年度当初予算額をベースに、国の社会保障費予算の伸び率（3.0%）で試算
- ウ 公債費 借入実績及び借入見込により試算
- エ 補助費等 一部事務組合負担金等主なものはそれぞれ試算
- オ 積立金 職員退職手当基金への積立金は、退職手当と合わせた一般財源負担14億円をベースに、退職手当と14億円の差額を計上
- カ 繰出金 それぞれの繰出金を試算
- キ 実施計画事業
県貸付金（きらめき支援資金）を1億円充当
合併支援特別交付金を合併特例債事業の5%部分に充当
- ク その他の経費
物件費、維持補修費等、原則として平成17年度当初予算額と同額で推移

《平成18年度以降の財政見通し》

上記の前提条件のもとでの財政見通しでは、平成21年度までの累積赤字が約37億円となる。

第2 財政健全化計画の基本方針

1 基本的な考え方

- 現下の財政状況を克服し、持続可能な財政運営を実現するため、「歳入に見合った歳出の財政運営」を基本とします。
- 本市が進めるまちづくりの指針である、まちづくり総合計画「ひと・輝きプラン 周南」に掲げる5つのまちづくりの目標を着実に推進し、「私たちが輝く元気発信都市 周南」の実現を目指すため、財政の健全化に取り組みます。
- 行政評価システムを導入し、歳入・歳出全般にわたる抜本的な見直しを全庁的に行い、自己決定・自己責任が求められる分権型社会の中で、魅力的で活力ある都市として発展するため、足腰の強い行財政基盤の確立に財政面から取り組めます。

2 計画期間

平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

3 目標

- 周南市の都市規模に見合った行財政運営
- 周南市まちづくり総合計画に基づく投資的事業の確保
- 経常経費の徹底した削減

4 数値目標

上に掲げた目標を達成するため、次に掲げる数値目標を実現するよう努めます。

- 経常収支比率

平成15年度 88.8%



平成15年度県内13市平均 90.1%

平成21年度目標 = 85%以下

● 起債制限比率（3ヵ年平均）

平成15年度 11.2%



平成15年度県内13市平均 12.4%

平成21年度目標 = 11.2%以下

● 年度末財政調整基金残高

平成16年度末見込み 14億9千万円



平成17年度末残高見込み 4億9千万円

平成21年度末目標 = 20億円以上

● 年度末起債残高

（合併特例債は合併に係るもので、その影響は非常に大きいため合併特例債を含めて試算したものと含めないものを併記する：カッコ内は合併特例債除外）

平成16年度末残高見込み 607（576）億円



中期財政見通しによる平成21年度までの地方債発行額見込みによる推計による

平成21年度末目標 = 700（510）億円以下

第3 具体的取り組み

1 徹底した内部管理経費の削減

(1) 職員の定員適正化の早期実現

ア 当面の定数削減目標250人の早期実現を目指す。

- ・ 職員採用の原則凍結により人員削減を促進する。
- ・ 継続的な組織体制の見直しにより適正な定員管理を確立する。

イ 嘱託職員・臨時職員は、その役割と必要性を精査し適正な配置に努める。

(2) 職員給与等の見直し

ア 社会経済情勢に適合し、本市の財政状況も踏まえ、市民に理解される給料体系の確立に努める。

イ 職員手当の一層の適正化に努める。

- ・ 特殊勤務手当について、適宜必要な見直しを検討する。
- ・ 住居手当・通勤手当等について、国基準や他の地方公共団体の状況に留意しつつ適正化に努める。

(3) 経常経費の徹底した削減

ア 内部管理経費については、効率的な執行に努め、さらに厳しい削減を図る。

イ 物件費のさらなる削減を行う。

- ・ 賃金については、民間との比較等により賃金単価の適正化に努める。
- ・ 委託料については、その必要性、業務内容、仕様、契約の方法等を見直し削減に努める。
- ・ 光熱水費・内部事務消耗品等の徹底した節約により需用費のさらなる削減に努める。
- ・ 事務の改善や工夫等により役務費、使用料及び賃借料等の削減に努める。

2 民間活力の積極的な導入

(1) 経費の節減、事務の効率化の観点から、民間委託、民営化の積極的推進

ア 公の施設の管理運営について、指定管理者制度の活用を図り民間委託を推進する。

イ 事務事業について、経費削減が図れるもの、サービス水準の維持が図れるもの、必ずしも行政が行う必要がないものなど総合的に検討の上、民間委託、民営化を積極的に推進する。

(2) 民間活力と能力の有効活用

NPO、ボランティア、地域住民等に委ねることが適切な事務事業については、行政と民間の役割を明確にしたうえで、民間組織の能力の活用による業務運営を推進する。

3 外郭団体への委託、補助等の見直し

(1) 外郭団体の自主性の強化

経営的視点を持って、団体の内部の事務事業、組織、職員定数の合理化等、効率的な事業運営に向けた改善を図り、自主性を強化することにより委託料、補助金等の削減に努める。

(2) 外郭団体の統廃合の検討

外郭団体について、その設立目的や将来の見通し、必要性等を検証し、時代の流れに合っていないもの、役割の終了したもの等は、廃止や縮小も含めて、そのあり方について検討する。

4 施策・行政水準の見直し

(1) まちづくり総合計画に掲げた投資的事業の計画的な実施

ア 新市建設計画におけるリーディングプロジェクトについては、財政状況を踏まえ、実施時期を検討し、事業費の平準化に努める。

イ その他投資的経費の実施方策

- ・ 投資的事業については、補助制度や起債制度により、当面の一般財源は、少額なものもあるが、公債費や維持管理費等が後年度の財政負担となり、財政運営に大きな影響を与えることになるので、補助事業や交付税措置のある合併特例債事業等の有利な事業を優先的に推進する。
- ・ 通常の起債対象となる事業や市単独事業は、緊急性、必要性、費用対効果を検証し、真に必要な事業を選択し実施するものとし、極力、抑制に努める。

(2) 補助金の見直し

補助金等は、サンセット方式の採用や事業費補助を原則とし、補助金の交付が長期化、固定化することを避け、総額を抑制することとし、費用対効果が低くなったもの、役割が終了したものは、補助団体の統廃合を含め個別に見直すこととする。

また、補助金等の交付基準の整備を図り、本来の役割、必要性を再検討し廃止、削減等を見直しを行う。

特に、国や県の制度の上乗せ補助金及び市単独の補助金は、縮小、廃止をにらんだ見直しを行う。

(3) 扶助費の見直し

扶助費については、現行制度のままでも対象者数等の増加により財政負担が増加し、新たな住民ニーズへの対応が難しい状況にあり、既存の制度のうち、所得制限、単価差、対象差等、国や県の制度に上乗せして実施しているものや市単独で実施している扶助制度については、廃止をにらんだ見直しを行い、適正化に努める。

(4) 行政評価システムの活用による事務事業の徹底した見直し

行政評価システムの活用により、事務事業について数値目標を設定し、必要性、有効性、達成度、効率性の視点から評価、検証を行い、予算編成との連携を図ることにより、優先度の高い事業を選択し、優先度の低いもの、効果の小さいものは見直し、整理合理化を図る。

(5) 公共施設の適正配置

合併により、同種の施設を数多く持つこととなったが、その役割や機能を見直し、市域全体のバランスを考慮し、本市の人口・面積に応じた適正な配置を行うため、統合、廃止、転用等について利便性にも配慮しながら検討する。

(6) 市債発行・公債費の抑制

ア 新市建設計画に掲げられた事業を推進するため、合併特例債を有効に活用する。

イ プライマリーバランスや公債費負担比率等に留意した計画的な市債の発行に努め、交付税措置のある市債を優先的に活用することとし、

通常の市債は極力抑制に努める。

(7) 特別会計等への繰出金の抑制

独立採算が原則の特別会計・企業会計については、受益者負担の適正化の観点から、一定期間ごとに使用料等の改定を行い自主財源の確保を図るとともに、コスト縮減や業務の効率化・合理化等に努め、健全経営を推進し、一般会計からの繰出金等の抑制に努める。

5 積極的な財源の確保

(1) 市税等の自主財源の確保

国の三位一体の改革に伴い、国庫補助負担金や地方交付税の削減が行われる中、地方分権社会において、市民サービスの維持、向上のため、市税収入等の自主財源の充実確保に努める。

特に、市税等の滞納は、市民負担の公平性の観点や市民感情からも放置できない問題であり、徴収率の向上対策の整備を図り、収入確保、滞納額の解消に努める。

(2) 使用料、手数料及び負担金の見直し

ア 使用料・手数料等の受益者負担については、管理運営経費の節減に努めるとともに、社会情勢、他市や民間とのバランス等を考慮し、受益者負担の原則に立って、サービスに見合った受益者負担の確保に努める。

イ 公共施設の使用料については、運動施設や文化施設等において、使用料を免除又は減免している現状があるが、受益者負担の原則に沿っているかどうか、原点に立ち返り減免基準等の見直しを行う。

(3) 遊休資産の活用

市が所有している土地、建物等の的確な把握を行い、未利用地等の売却促進及び有効活用を図る。

(4) 国・県の補助金、負担金の積極的な確保

三位一体の改革による国庫補助負担金の削減や一般財源化の状況に十分留意するとともに、国・県の動向や新規制度等の最新情報を的確に把握し、効率的かつ有利な補助金の確保に努める。

6 財政調整基金の充実

災害復旧など緊急に対応すべき事由や、経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合、また、合併後のまちづくりにおいて、「まちづくり総合計画」に掲げた事業の円滑な推進を図るためには年度間の財源の調整が必要であり、そのために財政調整基金として一定額の確保に努める。

7 予算編成手法の見直し

現下の厳しい財政状況においては、予算編成において各部・課等が主体性と責任を持つとともに、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、予算や事業の硬直化を打開し、創意工夫を凝らし効果的な予算編成を行うことが不可欠であり、予算編成手法についても、行政評価システムの活用により、各部・課の自主的な取組みが促進できるような仕組みについて検討する。

おわりに

今後のまちづくりの指針として策定しました、「周南市まちづくり総合計画」を着実に推進し、分権型社会の中で、魅力的で活力のある都市として発展していくためには、必要な財源を確保して収支を均衡させることにとどまらず、中長期的な展望に立ち、弾力性のある財政基盤の確立を図る必要があります。

急速に進む少子高齢化、高度情報化や環境問題等に加え、地方分権の進展等、社会経済情勢が大きく変動する中で、本市の財政状況は、市税収入の大きな伸びが期待できず、国の三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化や税源移譲、地方交付税の改革等により歳入が減少する一方、福祉関係経費や特別会計への繰出金等の歳出は増加傾向にあり、厳しい事態に直面しています。

今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれ、この厳しい財政状況を克服し、持続可能な行財政運営を実現するため「歳入に見合った歳出の財政運営」を基本方針とした「財政健全化計画」を策定し、平成17年度を出発点として、より一層、財政健全化を進めることとしました。

今後は、市民の皆様に「住んでよかった」、「住み続けたい」と感じていただき、そして、次代を担う子どもたちに自信を持って引き継ぐことのできる、「私たちが輝く元気発信都市 周南」の実現を目指し、「行政改革大綱」及び「財政健全化計画」に基づき、全職員が一丸となって財政健全化に取り組んでまいります。

議会をはじめ市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

《 用 語 解 説 》

◇国の三位一体の改革

国と地方の税財政改革をいう。具体的には、国庫補助負担金、地方交付税の改革ならびに税源移譲を含む税配分の見直しをいい、平成16年度から平成18年度の3年間で4兆円程度の国庫補助負担金の廃止・縮減等が決定している。

◇財政調整基金

財源に余裕のある年度に積み立てを行い、予期しない収入減や支出増等に備えることで、年度間の財源の不均衡を調整する目的で、条例により設置している基金をいう。

◇財政健全化に向けた取組み

財政健全化を進めるために、平成16年7月に、当面の財政運営の指針として作成したもの。

◇行政改革大綱

時代の変化に対応した新しい行政システムの構築を目指し、4つの基本方針を定め、改革を推進するもので、「周南市まちづくり総合計画」を着実に推進していくための改革の指針となる。

◇周南市まちづくり総合計画

本市のまちづくりの指針となる計画で、基本構想、基本計画及びこれに基づく実施計画から構成されている。

◇地方交付税

地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準で行政事務を行えるよう、財源の不均衡を是正するための制度で、税収等に応じて一定の基準により国から交付される「普通交付税」と普通交付税に反映することができない、特殊な事情を考慮して交付される「特別交付税」がある。

◇臨時財政対策債

地方の財源不足額について、国と地方で責任分担関係の明確化を図るため、国負担、地方負担とも従来の交付税特別会計借入金を廃止し、国と地方が折半して補てんすることとし、その地方負担分については、地方財政法第5条の特例として発行が許可される地方債である。平成13年度の地方財政対策で措置されたもので、平成18年度まで実施されることになっている。

◇義務的経費

歳出のうち、支出が義務づけられ任意に削減できない経費をいう。人件費、扶助費、公債費が義務的経費とされている。

◇投資的経費

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいう。普通建設事業費、災害復旧事業費が該当する。

◇NPO

営利を目的とせず、福祉、環境、スポーツ、まちづくりなどの分野で社会貢献活動を行う民間組織（民間非営利組織）をいう。

◇リーディングプロジェクト

新市建設計画に掲げた事業のうち、「拠点性の向上」をはじめ「豊かさの創造」「一体性の確保」という3つの観点から、元気で活力に富んだまちづくりを推進するにふさわしい事業として位置づけた21のメイン事業をいう。

◇行政評価システム

事務事業等について、投入した資源（予算・職員など）、実績（サービスの提供量）、成果（目的に対する成果）の数値目標を設定し、必要性や有効性、達成度、効率性の観点から評価し、改革・改善を行う手法をいう。

◇プライマリーバランス

公債費以外の歳出が、市債以外の歳入で賄われているかどうかをみるもの。

$$\text{プライマリーバランス} = (\text{歳入総額} - \text{市債}) - (\text{歳出総額} - \text{公債費})$$

財政健全化のためには、均衡又は黒字が望ましい。

◇公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の、一般財源総額（歳入）に対する割合をいう。

その率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示すもので、一般的には、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。